

「健康スコアリングレポート」・「事業所健康レポート」 を活用した保健事業の取り組みについて

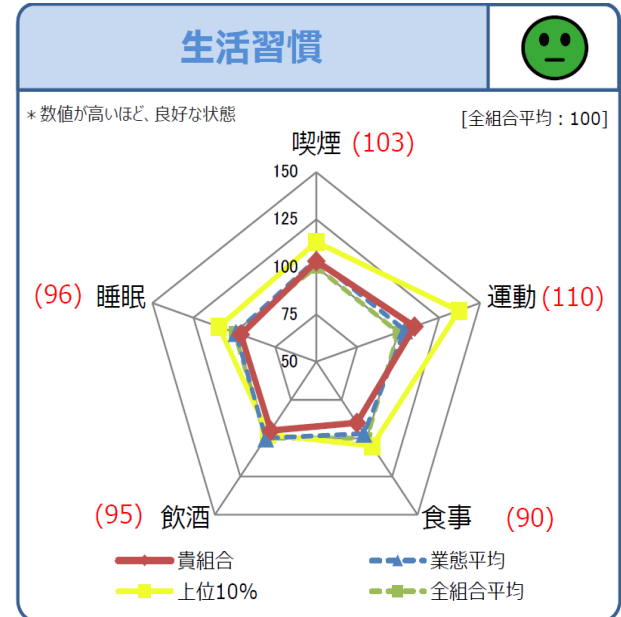
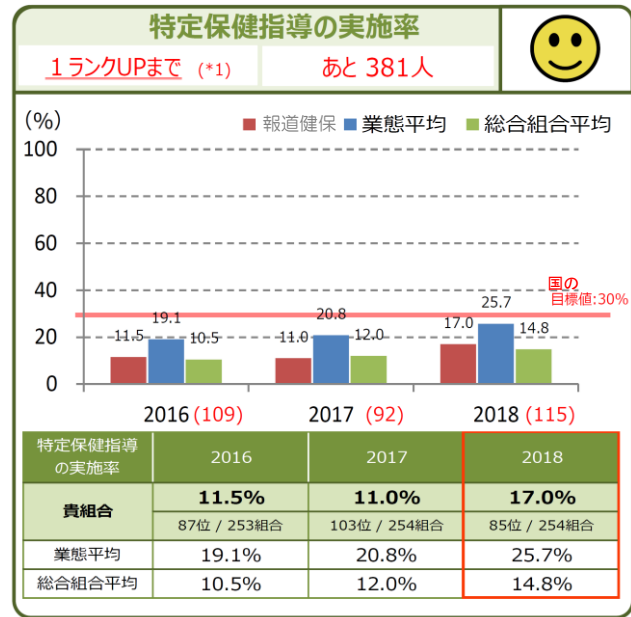
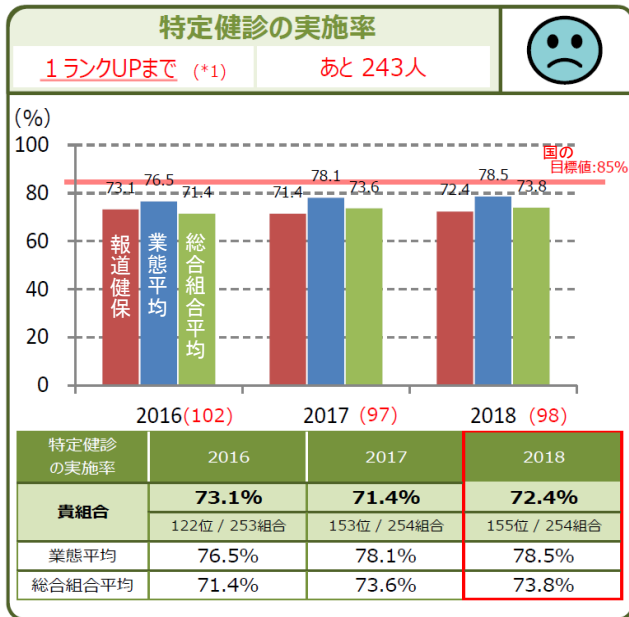
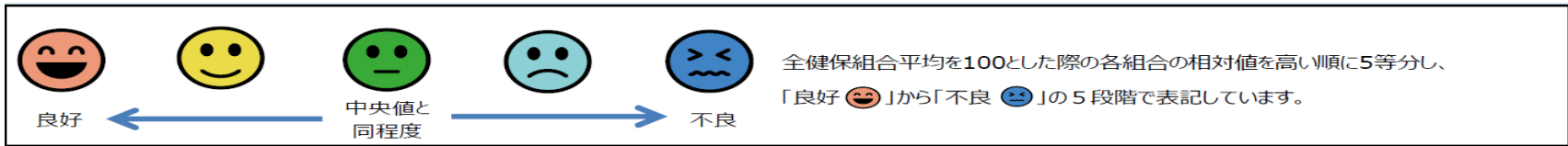
I. 健康スコアリングレポート	
1. 健康スコアリングレポートとは	・・・P.1
2. スコアリングレポートから見る報道健保と業態平均との比較	・・・P.2
II. 事業所健康レポート	
1. 事業所健康レポートとは	・・・P.3
2. 健診受診率の低い事業所に対する活用法（A社の場合）	・・・P.4
3. 飲酒者の多い事業所に対する活用法（B社の場合）	・・・P.5
4. 運動不足者の多い事業所に対する活用法（C社の場合）	・・・P.6
5. 喫煙者の多い事業所に対する活用法（D社の場合）	・・・P.7
6. 事業所の健康経営について	・・・P.8
III. まとめ	・・・P.9

I. 健康スコアリングレポート


1.健康スコアリングレポートとは


健康保険組合ごとに加入者の健康状態や医療費の動向、予防・健康づくりの取り組み状況等について、全国の健康保険組合の平均(以下、「総合組合平均」という)と業態平均(報道健保の加入事業所は「情報通信業」に区分)と比較・分析し、健康課題の見える化を図り、健康保険組合が事業所・加入者に対して実施する保健事業の指針とするものです。


報道健保の健康課題に対し、改善のための保健事業等を実施してまいります。





2.スコアリングレポートから見る報道健保と業態平均との比較

特定健診受診率 …  報道健保の受診率(被保険者・被扶養者)は72.4%で、業態平均を下回っている。


特定保健指導実施率 …  組合総合平均を超えているが業態平均を下回っており、また国の目標値の30%には達していない。

喫煙 …  業態平均と同水準に留まっており、さらなる禁煙対策が必要である。

運動 …  「1日30分以上の運動」「1日1時間以上の歩行」等、適切な運動習慣を有する割合が35%あり、業態平均を上回っているものの、上位10%には大きく差をつけられている。

食事 …  食事習慣について、「早食しない」「朝食を抜かない」「間食や甘い飲み物を飲まない」の割合が業態平均のをやや下回り、過去3か年で見ても下降傾向にある。

飲酒 …  男女共に「適切な飲酒習慣」が平均を下回っている。

睡眠 …  「睡眠で休養が十分取れている割合」が全体的に低く、特に50代以上は業態平均より大きく下回っている。

健康スコアリングレポートから見える報道健保の状況

報道健保の特定健診受診率・特定保健指導実施率を総合すると、全組合254組合中98位に位置しているが、国の目標値には達していない。生活習慣において飲酒など、他組合より数値が劣る項目もあり、改善が必要である。

Ⅱ.事業所健康レポート

1.事業所健康レポートとは

事業所ごとに生活習慣病予防健診や人間ドックの健診データを分析し、事業所の健康課題の見える化を図り、その対策を実施することで健康経営につなげるものです。

事業所と健康保険組合が連携し、健康課題を解決、健康経営につなげます。

1. 生活習慣病予防健診受診状況

健康診査・人間ドック等の合計受診者より算出しています。

健診データは加入者の健康状態・生活習慣を分析するために不可欠なものです。受診率100%を目指しましょう。



2. 特定保健指導実施状況

メタボリックシンドローム該当者へ実施した特定保健指導者数を集計しています。

健診結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に保健師等が生活習慣改善のサポートを行います。

3. 歯科検診受診状況

報道健保の実施した歯科健診の受診者数です。

歯周病は全身疾患との関わりが分かっています。このため歯周病の予防・治療が重要です。年1回、歯科検診を受診しましょう。



4. 健康年齢

貴事業所の平均実年齢と平均健康年齢を表したものです。

5. 貴事業所の健康状態・生活習慣

生活習慣(喫煙・運動・食事・飲酒・睡眠)5項目評価で判定したものです。

生活習慣を5つに分類し、各項目の判定を基準に生活習慣を改善する必要があります。

6. 趣向品

貴事業所の喫煙・飲酒(量・頻度)を男女別に分析したものです。

7. 被保険者一人当たりの医療費

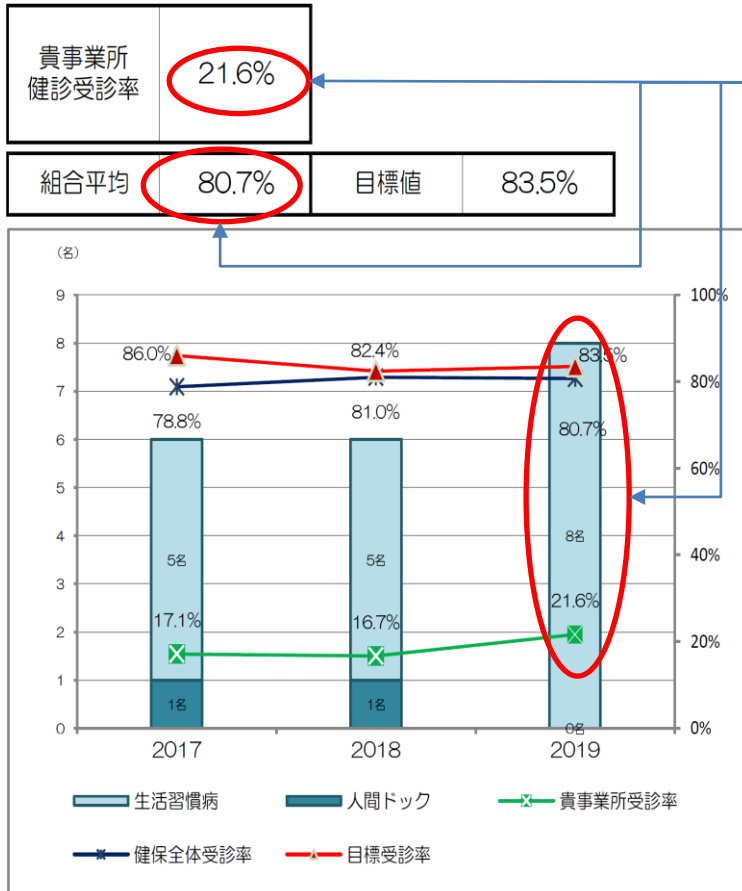
貴事業所と組合平均の医療費比較したものです。

8. 疾病別医療費と受診率

糖尿病・高血圧症・脂質異常症・高尿酸血症の4疾病の医療費と受診を分析したものです。

2.健診受診率の低い事業所に対する活用法（A社の場合）

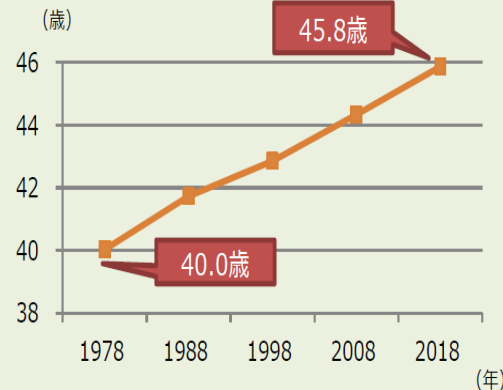
1.被保険者健診受診状況



組合平均と比較して過去3か年の受診率が大きく下回っています。

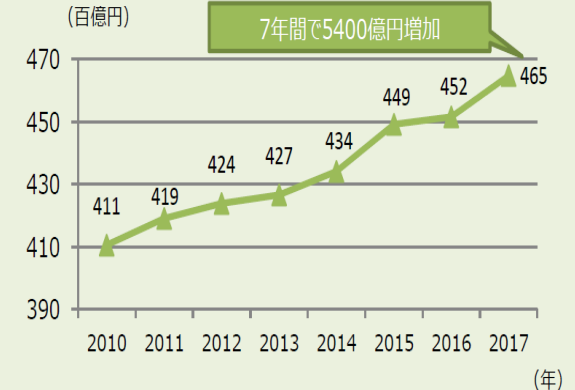
少子高齢化の進展や定年延長といった社会環境の変化に伴い、労働者の平均年齢の上昇に加えて、健保組合における医療費も増加を続けています。こうした中で、従業員等に対する予防・健康づくりの取組をより一層進めるために、事業主と健保組合による協働が求められています。

■ 就業者の平均年齢の推移



※総務省統計局「労働力調査」に基づく推計（5歳階級の中央の年齢に就業者数を乗じた値を積み上げ、全就業者数で除す方法で算出）。

■ 医療費の推移

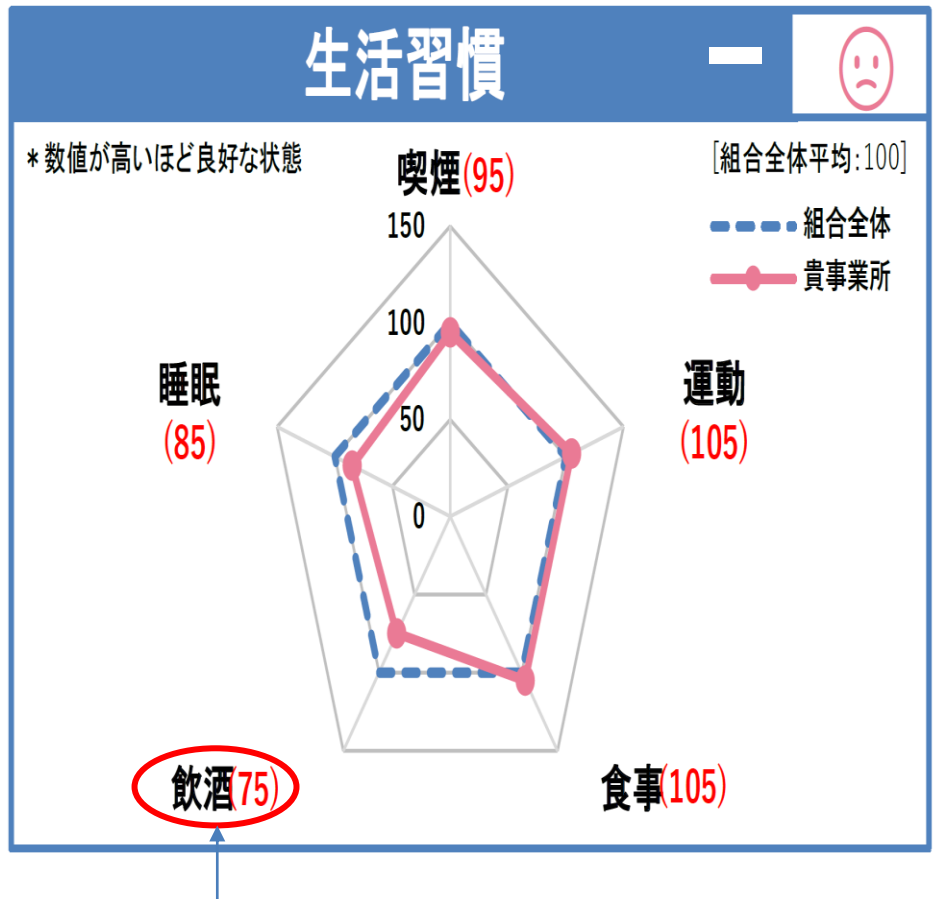


※厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～」に基づき作成。医療費は全健保組合の総額。

(対 策)

随時お知らせする「健診受診状況一覧表」「受診・未受診一覧表」によって、未受診者を抽出し、事業所より該当者に対し、受診勧奨をお願いいたします。

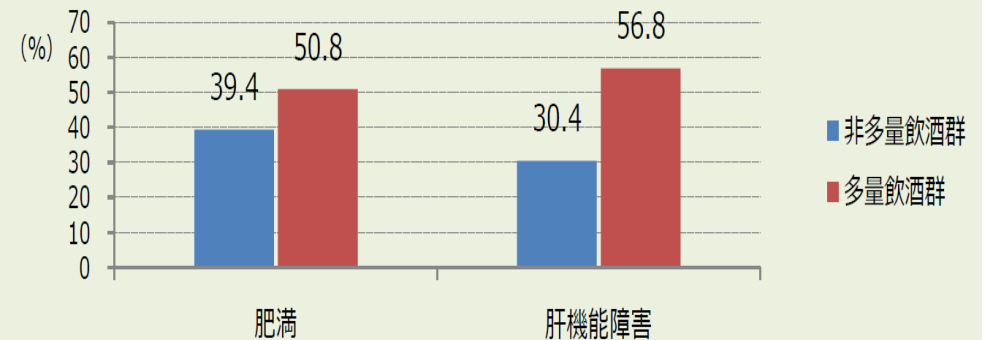
3.飲酒者の多い事業所に対する活用法（B社の場合）



飲酒頻度・飲酒量が組合平均と比較して、高い。

喫煙	😊	🙂	😐	☹️	😓
運動	😊	🙂	😐	☹️	😓
食事	😊	🙂	😐	☹️	😓
飲酒	😊	🙂	😐	☹️	😓
睡眠	😊	🙂	😐	☹️	😓

■ 飲酒習慣と生活習慣病リスク保有者割合



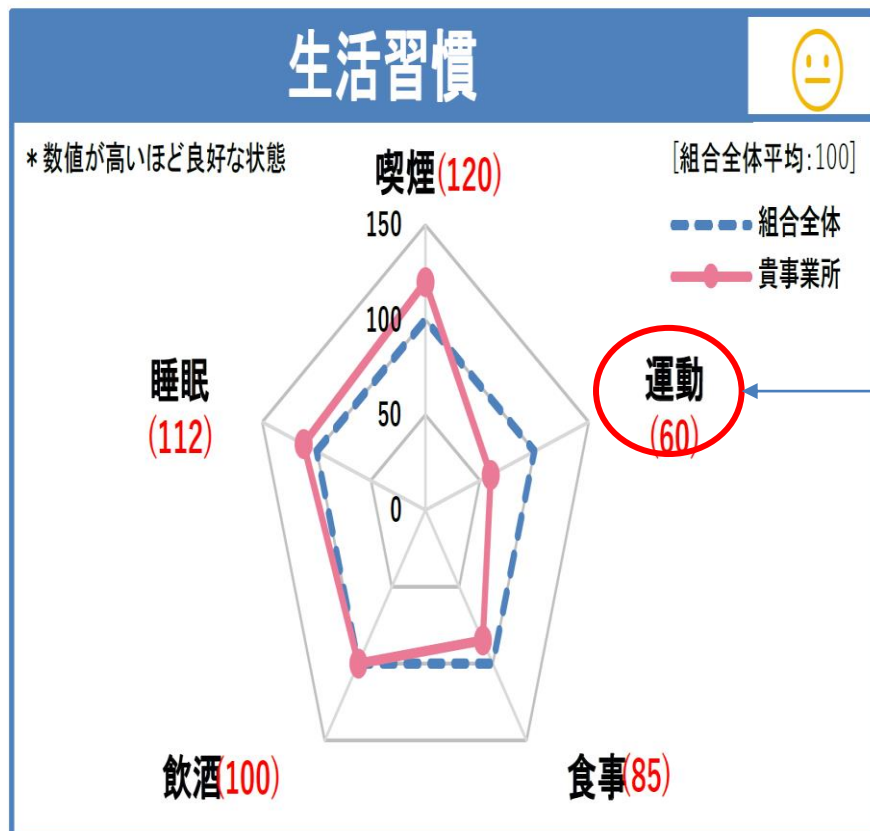
【リスク保有者の判定基準】2018年度特定健診受診者のうち、以下の基準に該当した者の割合

- 肥満：BMI25以上、または腹囲85cm(男性)・90cm(女性)以上 ※内臓脂肪蓄積による肥満リスク
- 肝機能：AST31以上、またはALT31以上、またはγ-GT51以上

(対 策)

適量を超えた飲酒は、肥満や肝機能障害に加え、高血圧、脂質異常症、糖尿病となるリスクを高めます。過度の飲酒等の生活習慣の改善の取り組みにあたっては、報道健保の「健康経営サポート」をご活用ください。

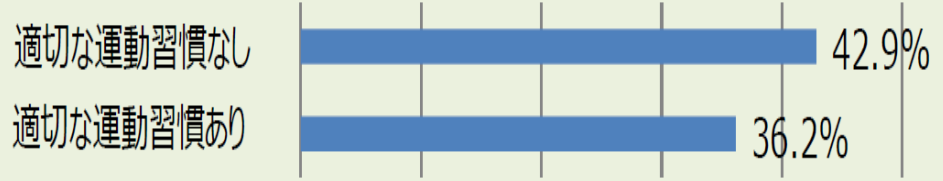
4.運動不足者の多い事業所に対する活用法（C社の場合）



組合平均と比較して、
運動の評価が低い。

喫煙	😊	🙂	😐	😞	😓
運動	😊	🙂	😐	😞	😓
食事	😊	🙂	😐	😞	😓
飲酒	😊	🙂	😐	😞	😓
睡眠	😊	😊	😐	😞	😓

■ 運動習慣と肥満リスク保有者割合（BMI・腹囲）

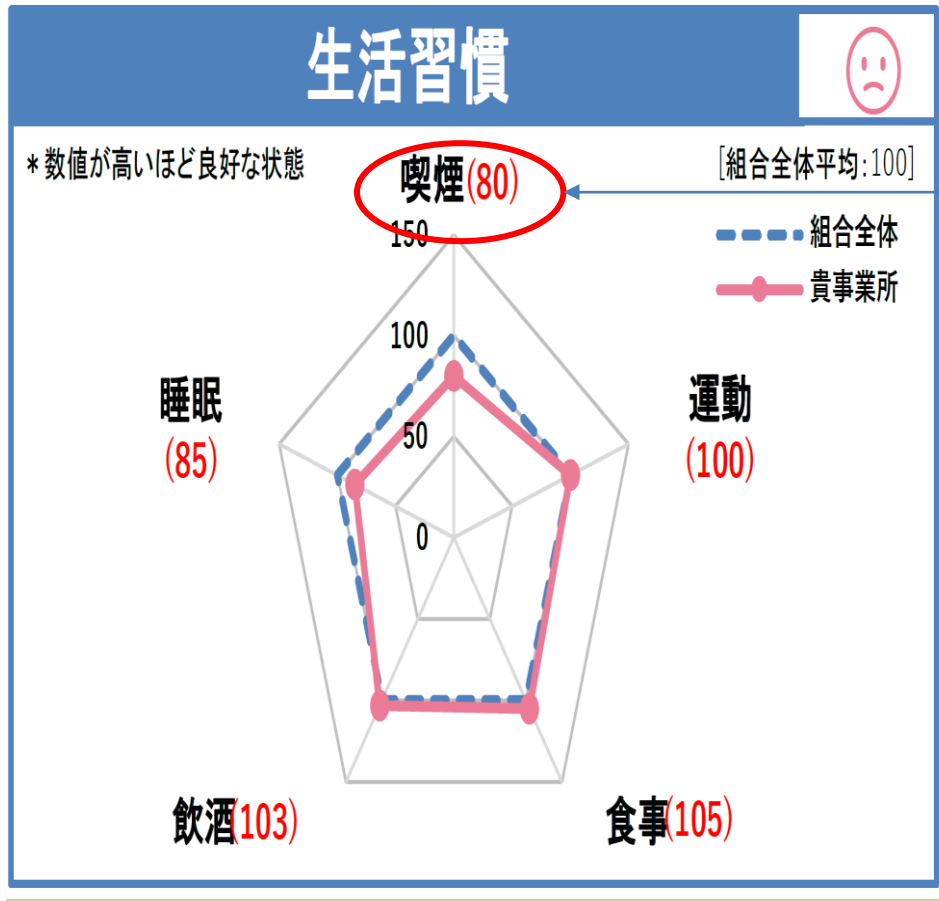


※「適切な運動習慣あり」は「適切な運動習慣を有する者」と同義。
 ※内臓脂肪蓄積による肥満リスク保有者の判定基準：2018年度特定健診受診者のうち、以下の基準に該当した者の割合。
 ■ BMI25以上、または腹囲85cm(男性)・90cm(女性)以上

(対 策)

運動習慣を身につける方法として、報道健保が契約している体育施設「セントラルスポーツ」「コナミスポーツ」「スポーツクラブネサンス」などをご利用ください。
 また、取り組みのはじめとして、「潮干狩り」や「みかん狩り」に参加するのも効果的です。

5.喫煙者の多い事業所に対する活用法（D社の場合）



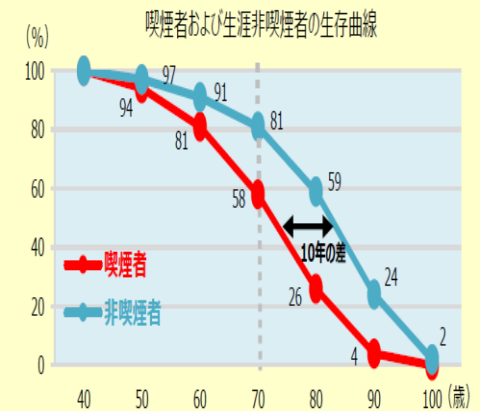
組合平均と比較して、
従業員の喫煙率が高い。

喫煙	😊	😊	😐	😞	😞	😞
運動	😊	😊	😐	😞	😞	😞
食事	😊	😊	😊	😐	😞	😞
飲酒	😊	😊	😐	😞	😞	😞
睡眠	😊	😊	😐	😞	😞	😞

【参考】健康に働き続けるには禁煙が大事！！

非喫煙者と喫煙者では、70歳時点で、35歳からの生存率が前者は81%であるのに対し、後者は58%となっています。
健康に働き続けるためには禁煙することが重要です。

出典：Doll R, et al. : BMJ. 328(7455): 1519,2004より作図

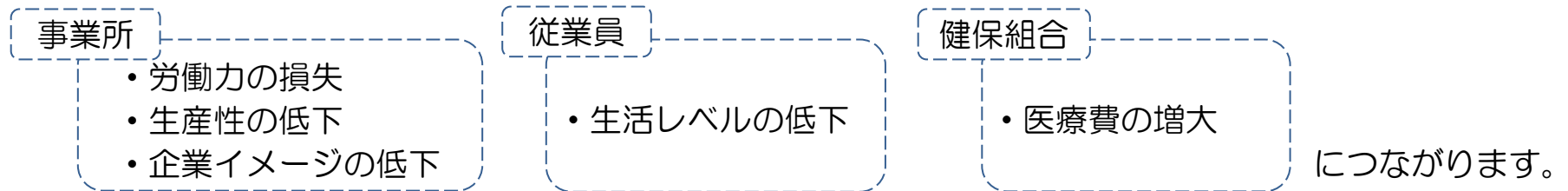


(対 策)

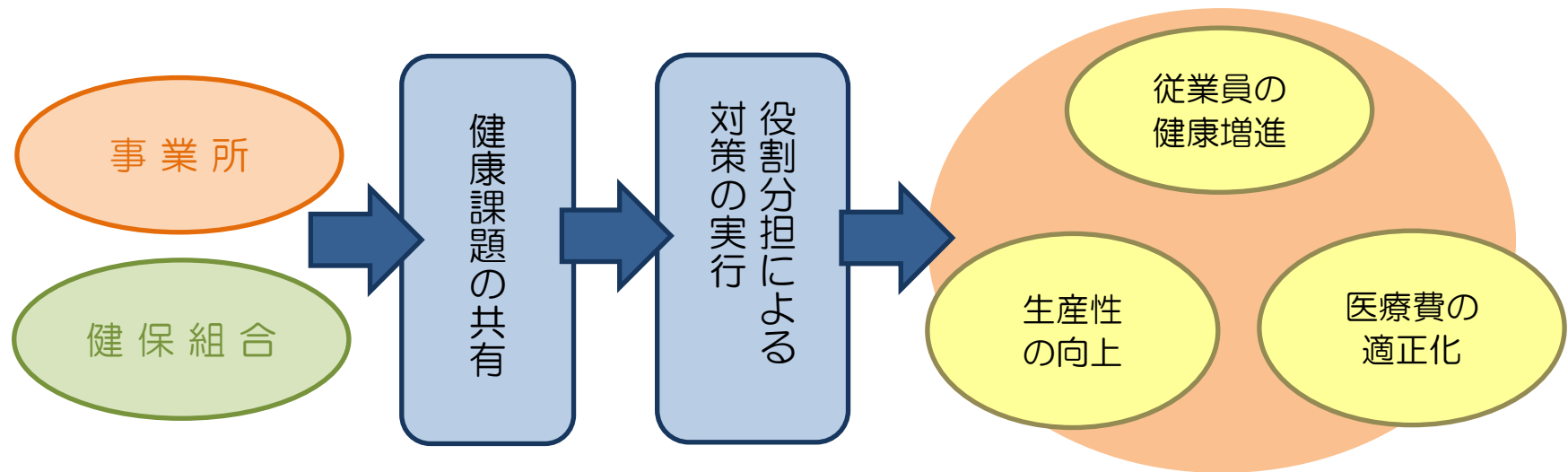
喫煙は本人だけでなく、たばこを吸わない周りの人（副流煙による）にも健康被害が及びます。
まずは喫煙のデメリットを知ることが大切です。当組合では禁煙外来の紹介など、禁煙方法について保健師がサポートいたします。

6.事業所の健康経営について

事業所の従業員が健康でないと、



これらを防ぐためにも、事業所と健保組合とで健康課題に取り組み、健康経営を実現させましょう。




Ⅲ.まとめ

報道健保では、定期的に「健康スコアリングレポート」と「事業所健康レポート」を送付、これらの資料を基に健診の受診促進や、加入者の皆様の健康づくりのための事業の広報を行うなどの事業所の健康経営をサポートしてまいります。
また事業所ごとに担当者を設けておりますので、お気軽にご相談ください。



問合せ先

 東京都報道事業健康保険組合

健康管理課 電話 03 (6264) 0136

保健指導課 電話 03 (6264) 0137